

海外旅行保険



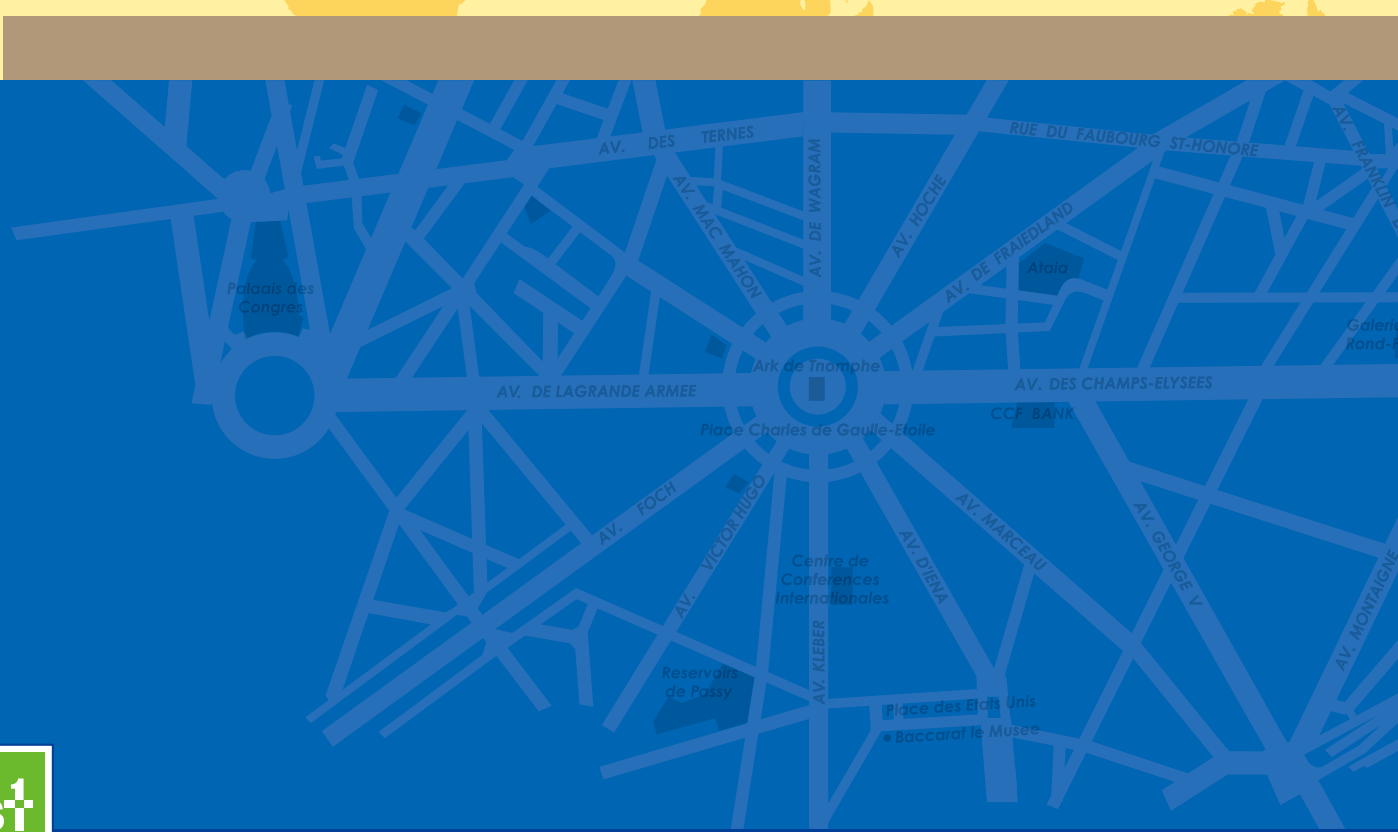
NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2010年10月改定



Travel Abroad



環境大臣認定
エコ・ファースト企業

思い出にのこる旅は“いい保険”から

日本興亜損保がサポートします。

事故でケガをした。



- 治療・救済費用保険金 (傷害治療費用)
- 傷害死亡保険金
- 傷害後遺障害保険金

旅先で病気になった。



- 治療・救済費用保険金 (疾病治療費用)
- 疾病死亡保険金

旅先で3日以上続けて入院。家族が駆けつけた。



- 治療・救済費用保険金 (救済者費用)

疾病に関する応急治療・救済費用補償特約

持病の急激な悪化が心配！ という旅行者にも安心！

例

持病の糖尿病やぜんそくが急激に悪化*1して、緊急入院した。

「お客様がご旅行前からお持の病気」*2について、旅行中に「症状の急激な悪化」*1が生じ、医師の治療を受けられた場合には、治療・救済費用保険金の補償の対象*3となります。

- *1 旅行行程中に生じることについてお客様があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意によっても避けられない症状の変化をいいます。
- *2 ご旅行前に発病し、医師の治療を受けられたことのある病気をいいます。
- *3 治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、お客様がご自宅(帰国後に入院される病院・診療所を含みます。)に帰着されるまでに要した費用に限ります。ただし、対象とならない費用がありますので詳しくは裏面「海外旅行保険のご説明」をご覧ください。

盗難にあった。



- 携行品損害保険金

ホテルの備品をこわしてしまい損害賠償を請求された。



- 賠償責任保険金

搭乗予定機が欠航。ホテル代を負担した。



- 航空機遅延費用等保険金

寄託手荷物の到着が遅れ、身の回り品を購入した。



- 航空機寄託手荷物遅延等費用保険金



オプション

- 出国直前に緊急入院。旅行をとりやめ、キャンセル料を負担した。(3日以上続けて入院された場合)
- 父親が危篤、日本に引き返した。
- 空港に向かう電車が遅れたため国際線に乗り遅れ、ツアー参加を断念。キャンセル料を負担した。
- ※空港集合のパッケージツアーの場合
- 旅行キャンセル費用保険金

さまざまな場面での“困った”に頼れるサポート 日本興亜損保の「トラベル安心パック」

- 「日本語で相談したい」 !!
- 「キャッシュレスで治療を受けたい」 !!
- 「保険金の請求方法を相談したい」 !!
- 「保険の内容について相談したい」 !!
- 「急な病気で動けないので医師を派遣してほしい」 !!



日本語安心サービス



アシスタンスセンターのオペレーターが24時間365日体制でお客様からのさまざまなご相談に日本語でお応えします。
主要都市からはトールフリー(通話料無料)ダイヤルをご用意しています。(携帯電話からおかけになる場合など、現地の通信事情により一部ご利用いただけない場合があります。)

24時間
365日

メディカルサポートサービス

最寄りの医療機関やキャッシュレス診療が可能な医療機関のご案内・ご予約、医療機関への支払保証など、海外旅行中の病気やケガでお困りのお客様をサポートします。



中国限定メディカルサポートサービス

メディカルサポートサービスに加え、中国(台湾および香港・マカオを除きます。)に滞在中のお客様を対象として、電話での健康相談に専属医師がお応えします。



緊急医療アシスタンスサービス

重大な病気や大ケガなどの緊急事態であっても、緊急医療アシスタンス専門のスタッフが的確に状況を判断し、困難な状況に置かれたお客様をサポートします。



日本語保険相談サービス

保険の内容に関する各種相談や保険金請求方法に関するご案内、弁護士・通訳のご紹介など海外旅行中のさまざまなトラブルでお困りのお客様を日本語でサポートします。



トラベルインフォメーションサービス

現地の交通機関、ホテル・レストランなどに関する情報提供を行います。



キャッシュレス・メディカル・サービス

世界各地の提携医療機関をご利用になる場合、医療機関の受付窓口で保険契約証または保険証券を提示するだけでキャッシュレスで治療を受けることができます。



世界100都市
200病院以上

(病院数は2012年5月現在)

現地保険金お支払いサービス

現地(海外)で保険金請求手続きを行い、帰国を待たずに保険金を受け取ることができます。(長期滞在者向け)



トラベルカルテ割引サービス

出国前

トラベルカルテ(英文診断書)を割引料金で作成いただけます。

「トラベルカルテ」とは…

主治医からの書類をもとに、旅先での救急医療の際に最低限必要となる事項(病名や服用薬、主治医の連絡先、ご本人の既往症、ご家族の病歴、アレルギーの有無など)をA4サイズ1枚の診断書に英語で記し、必要に応じてCT、MRI、手術図などをつけた国際標準の書類です。現地ですべての検査を受けた場合に、「言葉の問題」や「ご本人の医療情報がないこと」に起因する海外医療機関での治療の遅れを防ぎます。



携行品キャッシュレス・リペア・サービス

帰国後

事故でスーツケースやカメラなどが破損した場合、帰国後に指定修理業者が、引取りから修理、納品までを行います。修理代金は日本興亜損保が指定修理業者へ直接支払いますので、お客様に修理代金をお立て替えいただく必要がありません。

*携行品キャッシュレス・リペアサービス対象用品: スーツケース、カメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン
※携行品損害補償特約をセットされない場合、このサービスをご利用いただくことはできません。



海外旅行保険のお支払対象とならないケガ、病気、事故の場合には一部サービス(メディカルサポートサービス、緊急医療アシスタンスサービス、キャッシュレス・メディカルサービスなど)をご利用いただくことはできません。また、サービスのご利用時点で、お支払いの対象であるか否かの判定ができない場合やご契約内容の確認がとれない場合には、サービスの利用開始までに時間を要することがございます。詳しくは、「安心ガイド」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

ご契約タイプ一覧

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢などのご契約条件に合わせてご契約

● 団体旅行の場合には、下記と異なるお取り扱いとさせていただきます。被保険者2名以上でご契約の場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

被保険者の年齢が15歳以上69歳以下

ご契約者ご自身が被保険者となられる場合



ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となられることについて被保険者に同意のご署名をいただける場合



この保険の被保険者となられることについて被保険者に同意のご署名をいただけない場合



被保険者15歳未満



おすすめします!

(②からもお選びいただけます。)

こちらからお選びください!

① 69歳以下標準タイプ

ご契約タイプ	99	98	97	96	95
一し契約金額(保険金額)					
傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
治療・救済費用	無制限	無制限	無制限	無制限	2,000万円
応急治療・救済費用*	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	60万円	55万円	50万円	45万円	40万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
旅行期間	合計保険料	合計保険料	合計保険料	合計保険料	合計保険料
1日(日帰り)	6,330円	5,630円	4,900円	3,980円	3,060円
2日(1泊2日)	7,110円	6,340円	5,550円	4,570円	3,550円
3日(2泊3日)	8,150円	7,270円	6,370円	5,290円	4,110円
4日(3泊4日)	8,980円	8,030円	7,080円	5,940円	4,650円
5日(4泊5日)	10,220円	9,210円	8,180円	6,940円	5,490円
6日(5泊6日)	11,340円	10,210円	9,080円	7,740円	6,160円
7日(6泊7日)	12,010円	10,830円	9,660円	8,270円	6,590円
8日(7泊8日)	12,750円	11,520円	10,270円	8,810円	7,040円
9日(8泊9日)	13,520円	12,230円	10,910円	9,380円	7,490円
10日(9泊10日)	14,150円	12,810円	11,460円	9,870円	7,910円
11日(10泊11日)	14,950円	13,530円	12,080円	10,410円	8,350円
12日(11泊12日)	15,570円	14,100円	12,620円	10,910円	8,750円
13日(12泊13日)	16,340円	14,810円	13,260円	11,470円	9,190円
14日(13泊14日)	16,940円	15,360円	13,780円	11,950円	9,600円
15日(14泊15日)	17,430円	15,820円	14,200円	12,340円	9,910円
17日(16泊17日)まで	18,180円	16,540円	14,880円	12,970円	10,440円
19日(18泊19日)まで	19,410円	17,650円	15,880円	13,870円	11,180円
21日(20泊21日)まで	20,480円	18,640円	16,800円	14,730円	11,880円
23日(22泊23日)まで	21,810円	19,850円	17,890円	15,690円	12,660円
25日(24泊25日)まで	23,130円	21,060円	18,980円	16,650円	13,430円
27日(26泊27日)まで	24,130円	21,960円	19,770円	17,350円	13,980円
29日(28泊29日)まで	25,250円	22,950円	20,640円	18,110円	14,600円
31日(30泊31日)まで	26,220円	23,820円	21,410円	18,770円	15,170円

② 69歳以下死亡低額タイプ

	A6	A5	
一し契約金額(保険金額)			
傷害死亡	1,000万円	700万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	
治療・救済費用	無制限	無制限	
応急治療・救済費用*	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	700万円	
賠償責任	1億円	1億円	
携行品損害	40万円	30万円	
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	
航空機遅延	2万円	2万円	
旅行期間	合計保険料	合計保険料	合計保険料
1日(日帰り)	3,340円	2,910円	
2日(1泊2日)	3,870円	3,370円	
3日(2泊3日)	4,520円	3,960円	
4日(3泊4日)	5,150円	4,540円	
5日(4泊5日)	6,070円	5,360円	
6日(5泊6日)	6,800円	5,990円	
7日(6泊7日)	7,270円	6,430円	
8日(7泊8日)	7,790円	6,870円	
9日(8泊9日)	8,280円	7,330円	
10日(9泊10日)	8,770円	7,770円	
11日(10泊11日)	9,270円	8,190円	
12日(11泊12日)	9,720円	8,620円	
13日(12泊13日)	10,230円	9,070円	
14日(13泊14日)	10,670円	9,470円	
15日(14泊15日)	11,030円	9,820円	
17日(16泊17日)まで	11,660円	10,380円	
19日(18泊19日)まで	12,500円	11,160円	
21日(20泊21日)まで	13,290円	11,900円	
23日(22泊23日)まで	14,200円	12,720円	
25日(24泊25日)まで	15,080円	13,540円	
27日(26泊27日)まで	15,730円	14,090円	
29日(28泊29日)まで	16,410円	14,690円	
31日(30泊31日)まで	17,010円	15,220円	

オプション 旅行キャンセル費用

出発日前日までお申し込みいただけます。

旅行される方の入院や渡航先での地震の発生、空港に向かう電車の遅れなどにより、出国を中止されたり、旅行途中にキャンセルされた費用をお支払いします。(保険金をお支払いする場合など、詳しくは裏面「旅行キャンセル費用保険金のご説明」をご覧ください。)

旅行期間	ご契約金額(保険金額)	
	10万円	20万円
1日(日帰り)	240円	470円
2日(1泊2日)	240円	480円
3日(2泊3日)	250円	500円
4日(3泊4日)	250円	500円
5日(4泊5日)	270円	550円
6日(5泊6日)	290円	580円

旅行期間	ご契約金額(保険金額)	
	10万円	20万円
7日(6泊7日)	310円	610円
8日(7泊8日)	320円	630円
9日(8泊9日)	330円	670円
10日(9泊10日)	350円	690円
11日(10泊11日)	360円	730円
12日(11泊12日)	380円	750円

旅行期間	ご契約金額(保険金額)	
	10万円	20万円
13日(12泊13日)	400円	790円
14日(13泊14日)	410円	820円
15日(14泊15日)	420円	840円
17日(16泊17日)まで	440円	880円
19日(18泊19日)まで	460円	930円
21日(20泊21日)まで	490円	980円

旅行期間
23日(22泊23日)
25日(24泊25日)
27日(26泊27日)
29日(28泊29日)
31日(30泊31日)

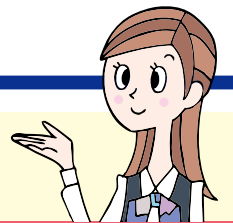
【旅行キャンセル費用に関するご注意】

- 旅行キャンセル費用は上表①から④までの各ご契約タイプには含まれておりません。特約をセットし、旅行キャンセル費用の保険料を追加してお申し込みいただくことによりご利用いただけます。
- 上記以外のご契約金額を希望される場合や旅行期間が上記を超える場合、または出発日当日のお申込みの場合は取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- 傷害死亡保険金や治療・救済費用保険金などの他の保険金の種類(ご旅行開始時点から補償を開始します。)と異なり、旅行キャンセル費用はご契約日(お申込日)の時点で補償が開始されます。旅行開始前であっても、旅行キャンセル費用の補償が開始した後にご契約を解約される場合には、お支払いいただいた保険料のうち、旅行キャンセル費用の保険料のご返還はございません。

契約タイプをお選びください。

お問い合わせください。

本パンフレットに掲載する年齢はすべてご契約期間の初日における満年齢とします。



者の年齢が
未満



被保険者の年齢が70歳以上

ご契約者ご自身が
被保険者となられる場合



ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となられる
ことについて被保険者に
同意のご署名を
いただける場合



この保険の被保険者となられる
ことについて被保険者に
同意のご署名を
いただけない場合



おすすめします!

(④からもお選びいただけます。)

こちらからお選びください!

③ 70歳以上標準タイプ

ご契約タイプ	97	96	95
ご契約金額(保険金額)			
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円
治療・救済費用	無制限	無制限	2,000万円
応急治療・救済費用*	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	50万円	45万円	40万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円
旅行期間	合計保険料	合計保険料	合計保険料
1日(日帰り)	5,450円	4,530円	3,510円
2日(1泊2日)	6,170円	5,190円	4,070円
3日(2泊3日)	7,110円	6,030円	4,740円
4日(3泊4日)	7,980円	6,840円	5,400円
5日(4泊5日)	9,240円	8,000円	6,380円
6日(5泊6日)	10,180円	8,840円	7,080円
7日(6泊7日)	10,860円	9,470円	7,580円
8日(7泊8日)	11,550円	10,090円	8,100円
9日(8泊9日)	12,280円	10,750円	8,640円
10日(9泊10日)	12,920円	11,330円	9,120円
11日(10泊11日)	13,630円	11,960円	9,640円
12日(11泊12日)	14,260円	12,550円	10,120円
13日(12泊13日)	14,990円	13,200円	10,640円
14日(13泊14日)	15,600円	13,770円	11,110円
15日(14泊15日)	16,110円	14,250円	11,510円
17日(16泊17日)まで	16,940円	15,030円	12,150円
19日(18泊19日)まで	18,110円	16,100円	13,030円
21日(20泊21日)まで	19,210円	17,140円	13,890円
23日(22泊23日)まで	20,480円	18,280円	14,820円
25日(24泊25日)まで	21,740円	19,410円	15,740円
27日(26泊27日)まで	22,950円	20,530円	16,660円
29日(28泊29日)まで	24,230円	21,700円	17,620円
31日(30泊31日)まで	25,190円	22,550円	18,270円

④ 70歳以上死亡低額タイプ

	A6	A5	A4
ご契約金額(保険金額)			
傷害死亡	1,000万円	700万円	500万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円
治療・救済費用	無制限	無制限	2,000万円
応急治療・救済費用*	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	700万円	500万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	40万円	30万円	20万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円
旅行期間	合計保険料	合計保険料	合計保険料
1日(日帰り)	3,890円	3,460円	2,890円
2日(1泊2日)	4,490円	3,990円	3,330円
3日(2泊3日)	5,260円	4,700円	3,930円
4日(3泊4日)	6,050円	5,440円	4,530円
5日(4泊5日)	7,130円	6,420円	5,360円
6日(5泊6日)	7,900円	7,090円	5,940円
7日(6泊7日)	8,470円	7,630円	6,370円
8日(7泊8日)	9,070円	8,150円	6,820円
9日(8泊9日)	9,650円	8,700円	7,280円
10日(9泊10日)	10,230円	9,230円	7,710円
11日(10泊11日)	10,820円	9,740円	8,150円
12日(11泊12日)	11,360円	10,260円	8,580円
13日(12泊13日)	11,960円	10,800円	9,030円
14日(13泊14日)	12,490円	11,290円	9,440円
15日(14泊15日)	12,940円	11,730円	9,810円
17日(16泊17日)まで	13,720円	12,440円	10,400円
19日(18泊19日)まで	14,730円	13,390円	11,180円
21日(20泊21日)まで	15,700円	14,310円	11,960円
23日(22泊23日)まで	16,790円	15,310円	12,790円
25日(24泊25日)まで	17,840円	16,300円	13,610円
27日(26泊27日)まで	18,910円	17,270円	14,430円
29日(28泊29日)まで	20,000円	18,280円	15,270円
31日(30泊31日)まで	20,790円	19,000円	15,810円

で帰国された場合などに、負担
」をご覧ください。)

	ご契約金額(保険金額)	
	10万円	20万円
1)まで	510円	1,020円
1)まで	520円	1,050円
1)まで	550円	1,110円
1)まで	580円	1,150円
1)まで	600円	1,190円

より補償されます。
ごさい。

の翌午前0時から補償を開始し
保険料は返還することができません

△ ご契約タイプのご選択にあたって

次の①または②のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ原則として1,000万円以下のご契約タイプをお選びください。なお、同種の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、それぞれ原則として合計で1,000万円以下となるご契約タイプをお選びください。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

- ①被保険者がご契約期間の初日において満15歳未満の場合
- ②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となられることについて被保険者の同意がない場合

【ご注意】

- ご契約期間の日数は、実際の旅行期間(「海外旅行の目的をもってご自宅を出発される日から起算して、ご自宅に帰着されるまで」をいいます。)の日数に合わせてお申し込みいただけます。(旅行期間の一部のみを補償することはできません。)
※たとえば、「10月1日」にご自宅を出発され、成田で前泊して「10月2日」に出国、10月9日にご自宅に帰着される場合には、ご契約期間は9日となりますので、ご契約タイプ一覧の中から旅行期間が「9日(8泊9日)」のタイプをお選びください。
なお、ご契約期間中であっても、ご自宅に帰着された時点で保険は終了します。
- 31日を超えるご契約期間を希望される場合には、長期旅行者向けの保険料チャリシをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 本パンフレット掲載のすべてのタイプには「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」が自動的にセットされます。ただし、次の①または②の場合には本特約をセットすることができませんのでご注意ください。
①ご契約期間が31日を超える場合のすべてのご契約期間
②旅行日程が延長となり、31日を超えるご契約期間に期間延長される場合はその延長された期間

海外旅行保険のご説明

○海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着されるまで(以下「旅行行程中」といいます。))のさまざまな偶然な事故により、被保険者がケガをされた場合や発病された場合などに保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合 【ご注意】 傷害死亡保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を控除した金額をお支払いします。	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に傷害死亡保険金全額をお支払いします。	①次のような原因によりケガをされた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ○無資格運転、酒酔い運転 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ②むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ③旅行開始前または終了後に発生したケガ など
傷害後遺障害保険金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ご契約期間を通じ傷害後遺障害保険金額がお支払いの限度となります。	【傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用共通】 ①次のような原因による場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など
治療・救護費用保険金	次の(1)から(3)までの「保険金をお支払いする場合」の事由が生じた場合に、「お支払いする保険金の内容」の費用のうち、実際に支出された金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用を合わせて、1回のケガ、病気、事故につき治療・救護費用保険金額を限度とします。	次の費用(被保険者が払戻しを受けた金額、またはご負担を予定されていた金額は費用の額から除きます。) ただし、ケガの場合は事故発生日から、病気の場合は治療を開始された日から、その日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ①治療のために必要な次の費用 ア. 診療関係費、入院費 イ. 交通費、緊急移送費、転院費 ウ. ホテル客室料、工通訳人費 エ. 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) カ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ. 公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア. 身の回り品購入費(5万円限度) イ. 国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用、帰国費用 【ご注意】 カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いできません。(鍼、灸については、日本国内で医師の指示により治療を行った場合は保険金をお支払いします。)	【傷害治療費用固有】 ①次のような原因によりケガをされた場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○無資格運転、酒酔い運転 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ②旅行開始前または終了後に発生したケガ など 【疾病治療費用固有】 ①次のような原因により病気にかかった場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②ケガに起因する病気 ③妊娠、出産、早産、産産に起因する病気* ④歯科疾病 ⑤旅行開始前から発病していた病気 など *ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときは保険金をお支払いします。
(1)傷害治療費用	旅行行程中の事故によってケガをされ、医師の治療(義手および義足の修理を含みます。)を受けられた場合	①治療のために必要な次の費用 ア. 診療関係費、入院費 イ. 交通費、緊急移送費、転院費 ウ. ホテル客室料、工通訳人費 エ. 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) カ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ. 公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア. 身の回り品購入費(5万円限度) イ. 国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用、帰国費用 【ご注意】 カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いできません。(鍼、灸については、日本国内で医師の指示により治療を行った場合は保険金をお支払いします。)	【傷害治療費用固有】 ①次のような原因によりケガをされた場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○無資格運転、酒酔い運転 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ②旅行開始前または終了後に発生したケガ など
(2)疾病治療費用	①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病され、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(旅行行程中にその病気の原因が発生した場合に限ります。) ②旅行行程中に「特定の感染症」に感染され、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内にその病気を原因として医師の治療を受けられた場合 *「特定の感染症」(疾病死亡保険金における特定の感染症も同様です。) コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クジミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニロウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症	①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病され、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(旅行行程中にその病気の原因が発生した場合に限ります。) ②旅行行程中に「特定の感染症」に感染され、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内にその病気を原因として医師の治療を受けられた場合 *「特定の感染症」(疾病死亡保険金における特定の感染症も同様です。) コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クジミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニロウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症	【疾病治療費用固有】 ①次のような原因により病気にかかった場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②ケガに起因する病気 ③妊娠、出産、早産、産産に起因する病気* ④歯科疾病 ⑤旅行開始前から発病していた病気 など *ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときは保険金をお支払いします。
(3)救護者費用	旅行行程中、 ①搭乗されている航空機、船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ②被ったケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、または継続して3日以上入院された場合 ③病気のため亡くなった場合 ④発病された病気により、継続して3日以上入院された場合または旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合(ただし、旅行行程中に医師の治療を受け、その後も継続して治療を受けていたことを要します。) ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が負担された次の費用 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃などの交通費(救護者3名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救護者3名分限度、かつ、1名につき1日4分限度) ④渡航手続費および現地での諸雑費(合計して20万円限度) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担されることを予定されていた金額、傷害治療費用・疾病治療費用部分でお支払いする金額は控除します。) ⑥遺体処理費用(100万円限度) 【ご注意】 「現地」とは事故発生地、収容地または勤務地をいいます。	【救護者費用固有】 ①次のような原因により損害が生じた場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為(ただし、自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合は保険金をお支払いします。) ○無資格運転、酒酔い運転に起因する間の事故(ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合は保険金をお支払いします。) ②妊娠、出産、早産、産産に起因する病気による入院* ③歯科疾病による入院 など *ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときは保険金をお支払いします。
ご契約期間が31日(30泊31日)までのご契約で「治療・救護費用補償特約」をセットされる場合は「疾病に関する応急治療・救護費用補償特約」も自動的にセットされます。			
疾病に関する応急治療・救護費用補償特約に係る治療・救護費用保険金 (「疾病に関する応急治療・救護費用補償特約」をセットされる場合のみ)	旅行行程中、 ①旅行行程開始前に発病されて医師の治療を受けられたことのある病気の症状が急激に悪化し、旅行行程中に医師の治療を受けられた場合 ②旅行行程開始前に発病されて医師の治療を受けられたことのある病気の症状が急激に悪化し、3日以上入院された場合 *旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ社会通念上払うべき注意によっても避けられない症状の変化により、治療を要する状態になったことをいいます。	症状が急激に悪化した病気1回につき、実際に支出された費用のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は応急治療・救護費用保険金額を限度とします。 *費用の種類および内容は、左記①に該当する場合は治療・救護費用保険金の(2)疾病治療費用の「お支払いする保険金の内容」に掲げる費用、左記②に該当する場合は治療・救護費用保険金の(3)救護者費用の「お支払いする保険金の内容」に掲げる費用とそれぞれ同一です。 【ご注意】 治療を開始された日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者のご自宅(帰国後に入院される病院・診療所を含みます。)に帰着されるまでに要した費用に限り、また、次の費用は含みません。 ○旅行行程開始前における医師の処置・処方や健康上の理由により、旅行行程中も継続して支出することが予定されていた次の費用 ・透析、人工呼吸器(酸素吸入を含みます。)、人工開口部、義手義足などの外部補てつ物、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車いすその他の器具、挿入物、移植片または補てつ物の継続的な使用にかかわる費用 ・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用にかかわる費用 ○温泉療法等の他の薬治、熱気浴などの理学的療法費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法費用 ○臓器移植に関わる費用 ○毛髪移植、美容整形手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器の装着・調整、または近視矯正手術その他の視力回復処置に関わる費用 ○不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用 など	治療・救護費用保険金の(2)疾病治療費用および(3)救護者費用における保険金をお支払いできない場合に加えて、次の場合 ①治療の開始が旅行行程終了後である場合 ②病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ③旅行行程開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。)
疾病死亡保険金	①旅行行程中に病気のため亡くなった場合 ②旅行行程中に発病された病気、または旅行行程中に原因が発生し旅行行程終了後72時間以内に発病された病気を原因として旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合。ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、その後も医師の治療を受けていたことを要します。 ③旅行行程中に感染された特定の感染症(治療・救護費用保険金(2)疾病治療費用の*「特定の感染症」に同じです。))により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に疾病死亡保険金全額をお支払いします。	①次のような原因により亡くなった場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②妊娠、出産、早産、産産に起因する病気 ③歯科疾病 ④ケガに起因する病気 など
賠償責任保険金	旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(レンタル業者から賃借された旅行用品などを含みます。)をこぼしたり、紛失したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合 【ご注意】 被保険者が責任無能力者の場合に、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負担されたときにも保険金をお支払いします。 【ご注意】 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、この保険と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 【ご注意】 賠償金額の決定については事前に日本興亜損保の承認を必要とします。(海外滞在中は日本興亜損保が保険金の支払業務を委託するクレームエージェントへご連絡ください。)	①次のような原因により損害賠償責任が生じた場合 ○ご契約者または被保険者の故意 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ○被保険者の職務遂行 ○自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、船舶、航空機の所有、使用、管理 ○被保険者の心神喪失 ②同居のご親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ③受託物に関する損害賠償責任(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から賃借された旅行用品などは保険金をお支払いします。) など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害保険金	旅行行程中に、火災、盗難、破損などにより携行品に損害が生じた場合 【ご注意】 携行品とは、被保険者が所有し、携行するバッグ、カメラ、衣類などの身の回り品をいいます(旅行開始前その旅行のために他人から無償で借り、携行する物を含みます)。なお、次に掲げる物は含まれません。 ●通貨、小切手、株券、預金証書、クレジットカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、業務のみに使用される物および商品、データソフトウェアなどの無体物 ●ウインドサーフィン・サーフィンなどを行ったための用具 ●被保険者の居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)にある物、別送品 など	1回の事故につき、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円を限度として、時価* (修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額。運搬免許証については再発給手数料)によって算出した損害額をお支払いします(パスポートについては現地における再発給費用などを5万円限度。乗車券などについてはその損害額を合計して5万円限度)。ただし、ご契約期間を通じ合計して携行品損害保険金額をお支払いの限度となります。 *損害が生じた地および時におけるその携行品の価値をいいます。	① 次のような原因により損害が生じた場合 ○ 契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○ 戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ○ 無資格運転、酒酔い運転 ○ 携行品の欠陥または自然の消耗 ○ 携行品の置忘れまたは紛失 ○ 差押え、破壊などの公権力の行使(空港などの安全確認検査での錠の破壊などは保険金をお支払いします) ② 危険なスポーツ(ビッグルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のそのスポーツ固有の用具の損害 など
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	乗客として搭乗される航空機に預けた手荷物(以下「寄託手荷物」といいます。)が、航空機の目的地到着から6時間以内に到着しなかった場合 *寄託手荷物に含まれていた必要不可欠な衣類(下着、寝間着など)、生活必需品(洗面用具、かみそり、くしなど)およびそれらを持ち運ぶためのかばんなどをいいます。	被保険者が予定されていた目的地にて負担された身の回り品*購入費・レンタル費用(1回の遅延につき10万円を限度とし、目的地到着から96時間以内、かつ寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担されたもの)をお支払いします。	次のような原因により生じた費用 ○ 契約者、被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ○ 地震、噴火、津波 ○ 戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 など
航空機遅延費用等保険金	① 搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航もしくは遅延、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗された航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ② 搭乗された航空機の遅延もしくは着陸地変更、または搭乗予定航空機の欠航などにより乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	出発地(左記②は乗継地)にて代替機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担された次の費用および目的地における旅行サービスの取消料を、1回の搭乗不能・遅延などにつき2万円を限度にお支払いします。 ○ ホテルなどの客室料 ○ 食料 ○ 国際電話などの通信費 ○ 交通費(ホテルなどへの移動に要するタクシー代など、その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) 【ご注意】 社会通念上妥当な費用の額とし、他の給付などがある場合は、その額を控除します。	

オプション 旅行キャンセル費用保険金のご説明

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
① 次の事由の(1)から(10)のいずれかにより出国を中止された場合 ② 次の事由の(1)から(9)のいずれかにより旅行途中で取りやめて帰国(中途帰国)された場合 ③ 次の事由の(1)から(11)のいずれかにより旅行行程の一部を変更された場合(中途帰国された場合を除きます。)	ご契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が負担された次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。 ■ 左記①(出国中止)または③(旅行行程の一部変更)の場合 ・ 取消料、違約料などの名目で旅行業者などから払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用 ・ 査証料・予防接種料などの渡航手続費として、払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用(ただし、出国中止後も使用できるものに対する費用はお支払いできません。) ■ 左記②(中途帰国)の場合 A. 企画旅行の場合 旅行行程のうち、 $\text{旅行キャンセル費用保険金額} \times \frac{\text{中途帰国された日以後の日数}}{\text{旅行行程の日数}}$ (旅行代金を限度) B. 企画旅行以外の場合 ・ 取消料、違約料などの名目で旅行業者などから払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用 ・ 査証料・予防接種料などの渡航手続費として、払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用(ただし、中途帰国後も使用できるものに対する費用はお支払いできません。) C. 上記A、Bにかかわらず、次のいずれかの場合で、帰国費用が上記A、Bの費用を上回る場合は帰国費用* ・ 利用日時が出国後3か月以内で特定された帰国用航空券などを予約済みの場合または購入済みの場合 ・ 旅行代金に帰国の航空券などの費用も含まれている企画旅行の場合 * 中途帰国に要する航空運賃などの交通費、宿泊費および諸雑費(宿泊費および諸雑費は合計で20万円限度) 【ご注意】 治療・救済費用保険金、疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に係る治療・救済費用保険金、航空機遅延費用等保険金によりお支払いする費用は控除します。	● 次のような事由により左記「支払事由」の(1)から(5)、(10)または(11)のいずれかが生じた場合 ○ 契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○ 日本国内における地震、噴火、津波 ○ 戦争、革命などの事変 ○ 核燃料物質などの有害な特性 ○ 無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故 ● 次の事由による入院もしくは通院によって左記「支払事由」の(2)もしくは(11)が生じた場合 ○ 妊娠、出産、早産、流産 ○ 歯科疾病 ○ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的見解のないもの ● 次の事由によって左記「支払事由」の(10)が生じた場合 ○ 契約者、被保険者、保険金受取人の法令違反 ● 次の事由によって左記「支払事由」の(1)、(2)、(11)のいずれかが生じた場合 ○ 危険なスポーツ(ビッグルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガまたは病気 ○ 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転を行っている間のケガまたは病気 ● 保険料領収前またはこの保険のご契約日(お申込日)以前に、保険金支払事由もしくはその原因が生じていた場合 など
支払事由		
(1) 死亡・危篤	被保険者もしくは同行予約者*(被保険者とあわせ、以下「被保険者等」といいます。)または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内のご親族の死亡・危篤 * 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約された方で被保険者に同行される方をいいます。 【ご注意】 保険料領収前またはこの保険の契約前に、亡くなられた場合または危篤状態となられた場合もしくはその原因が生じていた場合には保険金をお支払いできません。	
(2) 入院	被保険者等のケガ・病気を直接の原因とする入院の開始(出国前の入院の場合は3日以上)の継続入院の場合に限ります。または、被保険者等の配偶者・2親等以内のご親族のケガ・病気を直接の原因とする14日以上)の継続入院の開始	
(3) 遭難	被保険者等が搭乗されている航空機・船舶の行方不明・遭難または被保険者等の山岳登山*中の遭難* ビッグルなどの登山用具を使用するものをいいます。	
(4) 捜索・救助	事故により被保険者等の緊急の捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	
(5) 火災・盗難など	火災、風災、水災、盗難などにより被保険者等の居住する建物または家財に時価で100万円以上の損害が生じた場合	
(6) 裁判所への出頭	証人または鑑定人としての被保険者等の裁判所への出頭	
(7) 地震、テロなど	被保険者等の渡航(予定)先で次の事由が発生した場合 ・ 地震、噴火、津波 ・ 戦争、革命などの事変、暴動、テロ行為 ・ 利用を予定されていた運送機関、宿泊施設などの事故・火災 ・ 渡航(予定)先に対する避難勧告などの発出 ・ 渡航(予定)先における風災・水災・震災・雪災の発生による渡航情報の発出(日本政府による危険情報の新規発出もしくは引き上げまたはスポット情報の発出のことを含みます。) 【保険料領収日およびこの保険のご契約日(お申込日)が、ご契約期間の初日よりその日を含めて15日前の日の場合のみ】	
(8) 感染症による隔離など	被保険者等に対する官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離	
(9) 避難指示	被保険者等に対する災害対策基本法に基づく避難の指示など	
(10) 出国前利用交通機関の遅延など	被保険者等が出国前に利用される交通機関(運行時刻の定めのあるもの)の遅延・欠航などにより、出国に利用予定の交通機関に搭乗できなかった場合。ただし、その遅延・欠航が生じていなくても間に合わないスケジュールであった場合はお支払いできません。	
(11) 出国後の通院	被保険者等が出国後にケガ・病気を直接の原因として通院された場合	
【ご注意ください!】	保険料領収前またはこの保険のご契約日(お申込日)以前に保険金支払事由が生じていた場合のほか、既に発生していた原因により上記「支払事由」の(1)、(2)、(8)または(11)が生じた場合にも保険金をお支払いできませんのでご注意ください。(ご契約者または被保険者に認識があったか否かを問いません。)	
お支払いできない例	・ 叔父(3親等)の危篤の知らせを受け旅行契約をキャンセルしたが、保険のご契約日(お申込日)以前から患っていた病気が危篤の原因であった。 ・ 同行予約者の祖父(2親等)が入院(14日以上)の継続入院されたことにより同行予約者とともに旅行契約をキャンセルしたが、保険のご契約日(お申込日)以前から患っていた病気が入院の原因であった。	

○治療・救済費用保険金 疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に係る治療・救済費用保険金の治療に関わる費用のお支払いについて次の点にご確認ください。

お支払いできるもの: ① 日本国内において治療を受けた場合、自己負担額として被保険者が診療機関に直接お支払いになった費用
 ② 海外において治療を受けた場合、被保険者が診療機関に直接お支払いになった費用

お支払いできないもの: ① 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなれ、被保険者から直接お支払いになることが必要とされる部分
 ② 海外において同様の制度がある場合で、その制度により被保険者が診療機関に直接お支払いになることが必要とされる部分

○次の場合において、割増保険料をいただけないときは、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に係る治療・救済費用保険金および疾病死亡保険金において保険金が削減されること、または保険金をお支払いできないことがあります。(条件によっては割増保険料を適用してご契約いただくことができない場合があります。)

●旅行先で危険なスポーツ(ビッグルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間にケガをされた場合または遭難された場合
 ●旅行先でビッグルなどの登山用具を使用する山岳登山を行っている間に高山病を発病された場合

○保険金の代理請求人制度について
 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

●事故が発生した場合のお手続き
 ●万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。(キャンセル・メディカル・サービスなどのご利用時にお立て替えを要した費用がある場合にも、次のいずれかまでご連絡ください。)

●取扱代理店(ご連絡先は保険契約証または保険証券に記載しています。)
 ●事故受付センター 0120-250-119 (受付時間:24時間×365日)
 ●クレームエージェント*

*「現地保険金お支払いサービス」の提供にあたり、日本興亜損保が事故報告の受付や保険金支払処理を委託する機関です。長期滞の海外滞在中に「現地保険金お支払いサービス」を利用される場合はクレームエージェントへご連絡ください。ご連絡先と詳しくは「安心ガイド」をご覧ください。

●賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保と相談されず示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

●保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。
 ◆取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、海外旅行保険の概要を説明したもので、さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容をご希望に沿っているか」「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
 ●ご契約手続きその他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで

11-32-6630-M5 2010.6改廃 2012.6改訂 28.000 LC12-0187